

第 2 回 鶴居村農業委員会総会会議録

令和 8 年 8 月 2 7 日 （木曜日）

第2回 鶴居村農業委員会々議録

1. 招集年月日 令和8年8月27日(木)
1. 招集場所 鶴居村総合センター 1階 第1研修室
1. 開 会 午前10時00分
1. 招集委員 次のとおりである。

1 番	熊谷郁子	2 番	水本梨佳	3 番	東 隆行	4 番	塩越克哉
5 番	増田慶一	6 番	藤澤 誠	7 番	遠藤範幸	8 番	瀧澤一成
9 番	手塚信幸						

1. 出席委員 次のとおりである。

1 番	熊谷郁子	2 番	水本梨佳	3 番	欠 席	4 番	塩越克哉
5 番	増田慶一	6 番	藤澤 誠	7 番	遠藤範幸	8 番	瀧澤一成
9 番	手塚信幸						

以上の結果 委員9名中8名出席

議長は、別紙のとおり本日の議事日程を報告した。

議長は、総会の会議録署名委員を会議規則第17条の規定により次のとおり指名した。

1 番	熊谷 郁子	2 番	水本 梨佳
-----	-------	-----	-------

1. 議長は、総会の会期について諮った結果、次のとおり決定した。

8月27日 1日限り

事 務 局	第2回鶴居村農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。 本日の出席委員は8名であります。 定足数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、開会にあたり会長よりご挨拶を申し上げます。
議 長	皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の総会には、議案5件を提案させていただいております。それでは慎重なご審議と会議の時間短縮に協力くださいますようお願い申し上げ、ただちに会議を開きます。 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により1番 熊谷委員、2番 水本委員を指名いたします。 日程第2 会期の決定の件を議題とします。 おはかりいたします。会期は、本日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。会期は本日限りといたします。 それでは、これより議案の審議に入ります。 日程第3 会務報告を議題とし、事務局より報告を求めます。
事 務 局	川端事務局長より報告 (会務報告あるも省略)
議 長	会務報告に対する質疑はございませんか。
委 員 一 同	(なしの声)
議 長	以上で会務報告を終わります。 日程第4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく「鶴居村農業経営基盤強化促進基本構想」の変更に伴う意見照会についての件を議題といたします。事

事務局	事務局より内容の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく「鶴居村農業経営基盤強化促進基本構想」の変更に伴う意見照会について 農業経営基盤強化促進法第6条第4項に基づく基本構想の変更に伴い、同法施行規則第6条において準用する同規則第2条に基づき、別紙のとおり鶴居村より意見照会があったので、審議を求める。令和8年8月27日提出鶴居村農業委員会会長 本案については、農業経営基盤強化促進法及び同法施行規則の規定により、市町村長は基本構想を変更するときは、農業委員会の意見を聴かなければならないこととなっていることから、意見照会があったものであります。 議案書の2ページをご覧ください。あわせて別冊の基本構想案をご覧ください。(変更点の説明) 以上で事務局の説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、何か質疑はございませんか。
委員一同	(なしの声)
議長	質疑なしと認めます。おはかりいたします。 本案は、原案のとおり変更内容が適当であると認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり変更内容が適当であると認めることといたします。 日程第5 議案第5号 現況証明の交付申請についての件を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。
事務局	議案書の3ページをご覧ください。 議案第5号 現況証明の交付申請について

	次のとおり現況証明願があったので審議を求める。令和8年8月27日提出鶴居村農業委員会会長 申請番号1、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、面積〇〇平米、利用状況：〇〇、所有者及び申請人：〇〇。 場所についてはカラー資料の1ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 申請番号2、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、面積〇〇平米のうち〇〇平米、利用状況：〇〇、所有者及び申請人：〇〇。 場所についてはカラー資料の2ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 申請番号3、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、面積〇〇平米、利用状況：〇〇、所有者及び申請人：〇〇。 場所についてはカラー資料の2ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 申請番号4、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、面積〇〇平米ほか〇〇筆、合計〇〇筆、面積〇〇平米、利用状況：〇〇、所有者及び申請人：〇〇。 場所についてはカラー資料の2ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 議案書の4ページをご覧ください。 申請番号5、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、面積〇〇平米のうち〇〇平米ほか〇〇筆、合計〇〇筆、面積〇〇平米のうち〇〇平米、利用状況：〇〇、所有者及び申請人：〇〇。 場所についてはカラー資料の3ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 申請番号6、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、面積〇〇平米、利用状況：〇〇、所有者及び申請人：〇〇。
--	---

		場所についてはカラー資料の4ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 申請番号7、所在:〇〇、登記簿地目:〇〇、面積〇〇平米ほか〇〇筆、合計〇〇筆、面積〇〇平米、利用状況:〇〇、所有者及び申請人:〇〇。 場所についてはカラー資料の5ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 以上で事務局の説明を終わります。
議	長	ただいまの説明について、何か質疑はございませんか。
委 員 一 同		(なしの声)
議	長	それでは、私の方から現況調査委員を指名することにご異議ございませんか。
委 員 一 同		(異議なしの声)
議	長	申請番号1から4は、瀧澤代理・塩越委員・熊谷委員を、申請番号5から7は、水本委員・増田委員・藤澤委員を指名いたします。おはかりいたします。 この6名に決定することに対し、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、この6名に決定いたします。
		日程第6 議案第6号 現況証明願の承認についての件を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。
事 務 局		議案書の5ページをご覧ください。 議案第6号 現況証明願の承認について 北海道農地法関係事務処理要領第9の4に基づき願出のあった現況証明について、別紙のとおり審議を求める。令和8年8月27日提出鶴居村農業委員会会長。

	議案書の6ページをご覧ください。 申請番号1、所在:〇〇、登記地目:〇〇、面積〇〇平米、利用状況:〇〇、所有者及び申請人:〇〇。 場所についてはカラー資料の6ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 以上で事務局の説明を終わります。
議 長	それでは、申請番号1について、調査委員を代表して塩越委員より報告をお願いします。
塩 越 委 員	議案第6号 現況証明願の承認について説明させていただきます。 7月総会 議案第2号にて調査依頼のありました現地調査については、7月27日に熊谷委員、水本委員、私と事務局の川端局長の計4名で1件の調査を実施いたしました。 議案書の7ページをご覧ください。 調査の結果、申請番号1 〇〇氏の土地については、〇〇に所在し、〇〇付けで、農地法第4条の規定による転用許可済みであります。 現況は、〇〇となっており、農地としての利用に適さないものと認められます。 また、今後も農地又は採草放牧地として利用することは困難であると判断し、農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしました。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に対して、何か質疑はございませんか。
委 員 一 同	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりいたします。 ただいま塩越委員より報告がありましたように、申請番号1については、判定地目を農地・採草放牧地以外とすることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。

事 務 局	日程第7 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請についての件を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。 議案書の8ページをご覧ください。 議案第7号 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和8年8月27日提出鶴居村農業委員会会長。 申請番号1、所在:〇〇、登記簿地目:〇〇、現況地目:〇〇、面積:〇〇平米のうち、〇〇平米、申請人:〇〇、転用事由は、〇〇であります。 申請番号2、所在:〇〇、登記簿地目:〇〇、現況地目:〇〇、面積:〇〇平米のうち、〇〇平米、申請人:〇〇、転用事由は、〇〇であります。 議案書の9ページをご覧ください。 転用計画内容については、申請番号1及び2ともに、許可日から10年間となっており、事業費は、申請番号1が、〇〇千円うち〇〇が〇〇千円で残額は〇〇、申請番号2が、〇〇千円うち〇〇が〇〇千円で残額は〇〇となっております。 議案書の10ページから13ページをご覧ください。 10ページから11ページは、〇〇氏に対する意見書で、12ページから13ページは、〇〇氏に対する意見書であります。 申請書類を法令や通知に基づき審査した結果、農地転用に関する許可基準を満たしており、また、北海道農業会議から「許可相当」の回答を得ていることから、11ページと13ページ下段の鶴居村農業委員会としての総合意見を「許可相当」としております。今後は、この意見書を添付して、申請書類を北海道に進達し、北海道が許可することとなります。 別添のカラー資料の7ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 別添のカラー資料の8ページをご覧ください。 (地図を元に説明)
--------------	--

	以上で事務局の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明について、何か質疑はございませんか。
増 田 委 員	許可日から10年間の一時転用になっているが、10年後は、〇〇を撤去するか、再度転用許可申請することになるのか。
事 務 局	委員のお見込みのとおりです。
議 長	ほかに質疑はございませんか。
委 員 一 同	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
	日程第8 議案第8号 農用地利用集積等促進計画案についての件を議題といたします。 事務局より内容の説明を求めます。
事 務 局	議案書の14ページをご覧ください。 議案第8号 農用地利用集積等促進計画案について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを北海道農業公社に対し要請するため、審議を求める。令和8年8月27日提出鶴居村農業委員会会長 所有権移転の案件であります。 申請番号1、所在:〇〇、登記簿地目:〇〇、現況地目:〇〇、面積:〇〇平米ほか〇〇筆、合計〇〇筆、面積:〇〇平米、渡人:〇〇、受人:北海道農業公社、利用目的:〇〇、売買価格:〇〇円、買入協議なしの5年貸付タイプの案件で平米あたり〇〇円であります。 本案につきましては、北海道農業公社が土地を買入れ、5年貸し付けた後、

	売渡しを行う、5年貸付タイプの事業となります。受人は、〇〇氏を予定しております。 場所についてはカラー資料の9ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 議案書の15ページをご覧ください。 申請番号2、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、現況地目：〇〇、面積：〇〇平米、渡人：〇〇、受人：北海道農業公社、利用目的：〇〇、売買価格：〇〇円、即売りの案件で平米あたり〇〇円であります。 次に申請番号3、渡人：北海道農業公社、受人：〇〇、所在、売買価格などは、申請番号2と同様であるため省略いたします。 本案につきましては、5年貸付タイプから除外された土地を即売りにより売買する案件であります。 場所についてはカラー資料の10ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 申請番号4、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、現況地目：〇〇、面積：〇〇平米、渡人：〇〇、受人：北海道農業公社、利用目的：〇〇、売買価格：〇〇円、即売りの案件で平米あたり〇〇円であります。 次に申請番号5、渡人：北海道農業公社、受人：〇〇、所在、売買価格などは、申請番号4と同様であるため省略いたします。 本案につきましては、5年貸付タイプから除外された土地を即売りにより売買する案件であります。 場所についてはカラー資料の11ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 議案書の16ページをご覧ください。 以下貸借権設定の案件になります。 申請番号6及び7、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、現況地目：〇〇、面積：〇〇平米、渡人：〇〇、受人：〇〇、転貸人：北海道農業公社、利用目的：〇〇、賃貸価格：〇〇円、貸付期間：〇〇から〇〇まで、新規案件で平米あたり〇〇円であります。
--	--

	場所についてはカラー資料の12ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 議案書の16ページから17ページをご覧ください。 申請番号8及び9、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、現況地目：〇〇、面積： 〇〇平米ほか〇〇筆、合計〇〇筆、面積：〇〇平米、渡人：〇〇、受人：〇 〇、転貸人：北海道農業公社、利用目的：〇〇、賃貸価格：〇〇円、貸付期 間：〇〇から〇〇まで、継続案件で平米あたり〇〇円であります。 場所についてはカラー資料の13ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 以上の計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第 5項各号の認可要件を満たしているものと考えており、公告予定日は、令和 8 年 9 月 25 日を予定しております。 なお、申請番号 6, 7 は水本委員、藤澤委員が、議事参与の制限を受けます ので、ご対応願います。 以上で事務局の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に対して、何か質疑はございませんか。
委 員 一 同	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
	以上で提案しました議案の審議は全て終了いたしました。 これをもって、第2回鶴居村農業委員会総会を閉会いたします。 以上会議の顛末を記録し、会議録とする。(閉会時刻午前 11 時 24 分) 令和8年8月27日